

児童保護方針 帝京ロンドン学園

この方針は、2009年1月に採用された。

この方針は、2009年12月に再検討された。

この方針は、2010年12月まで再び採用される。

1.0 導入

1.1 この方針は、1989年の児童法によって確立された原則に従って作成された。また、以下とも一致している。

「児童保護のための協調」2006

「貧困児童とその家族の査定法の枠組み」2000

「児童が虐待されていると懸念される場合の対処法」2003

児童保護と教育機関に於ける、より安全な雇用 2006

バッキンガム州児童保護局多機関児童保護規則 2006

1.2 帝京ロンドン学園（以下、学園）は、教育法2002の第175項の下、子供たちの福祉の保護と促進についての責任が重大であることを認識している。そして、危害で苦しんでいる学園内の子供たちを確認、判断、また、支援するために十分な制度を作るよう関係機関と協力する。

1.3 学園は、生徒を危害から守る為に、すべてのスタッフが最大限の、また、積極的な役割を担っていることを認識している。子供の福祉が、学園にとって最も重要な事である。

1.4 すべてのスタッフは、それぞれの子供の社会的、身体的、道徳的な成長を促進するために安全で、愛情深く、積極的で、刺激的な環境を提供しなければならないと信じている。

1.5 この方針の目的は、

1.5.1 子供が安心感や自信を持ち、また、子供に耐える力がつくように子供の成長を支える。

1.5.2 子供たちと若者が安全で、安心感を抱き、評価されている、尊重されていると感じられ、自信を持ち、困難な立場に陥った時には、大人にどのように接触するかを知っている環境を作る。

- 1.5.3 すべての教員スタッフと一般スタッフには、子供たちを保護し、虐待だと思われるケースを確認したり、報告したりする責任があるという意識を高める。
- 1.5.4 危害を受ける危険性があると思われる子供たちをモニターするための系統的な方法を提供する。また、学園は、これらの子供たちに何が必要かを調べ、支援する案に積極的に関わる。
- 1.5.5 生徒を保護するために、すべてのスタッフの間で、効果的に、また、適切にコミュニケーションをとる必要があることを認識している。
- 1.5.6 虐待と疑われるケースが起こった時に、学園のすべてのメンバーが対処できるよう体系化した手順を作り出す。
- 1.5.7 子供たちの保護に関わっている全ての関連機関と効果的に協力する関係を作る。
- 1.5.8 学園内で子供たちと接するすべての大人が適正かどうかチェックされていることを確認する。

2.0 手順

- 2.1 学園の子供たちを保護する手順は、バッキンガム州地方局（以下、地方局）、バッキンガム州児童保護局児童保護手順、「児童保護のための協調」2006と一致している。学園は以下のことを保証している：
 - 2.1.1 学園の管理者は、子供たちを保護する責任があることを理解し、その責務を果たす。
 - 2.1.2 学園では、地方局によって推薦されているように、上級管理者のうち適切なトレーニングを過去2年以内に受けた関根彰子が責任者として任命されている。任命者は、2年ごとに地方局によって認められたトレーニングを受ける。
 - 2.1.3 学園に初めて来るすべての大人に学園の児童保護の方針と手順、任命者の名前と連絡先、「児童が虐待されていると懸念される場合の対処法」の小冊子があることを知らせる。これらは、学園の紹介の一部として説明される。
 - 2.1.4 虐待の徴候や虐待を訴える生徒にどのように対処するかについての理解を深め、虐待や虐待の訴えについての懸念を共有するときどのような手順を踏むかについての理解を深めるため、すべてのスタッフは、任命者が準備して、実行するトレーニングを3年ごとに受ける機会が与えられている。

- 2.1.5 学園の児童保護手順の発行と、学園案内でそれに言及して、児童保護手順に対して学園に責任があることをすべての保護者とホームステイ家族に知らせる。
- 2.1.6 学園が施設を貸す時の方針には、敷地内で子供たちと接触する大人が、常に適正であることが求められている。
- 2.1.7 学園の施設を使い、子供たちのために活動を組織している地域の利用者は、学園の児童保護のガイドラインと手順を守らなければならないことを認識し、理解している。
- 2.1.8 スタッフの選択と採用の方針には、地方局の推薦と現在の法律に従って、スタッフとボランティアの適正について、犯罪登録局の証明をはじめあらゆるチェックが含まれている。
- 2.1.9 学園は、子供たちと働くことが適正でないと考えられる人は、雇用しない。
- 2.1.10 学園の手順は、毎年再検討され、更新される。
- 2.1.11 任命者の名前は、虐待が疑われるケースについて言及したり、モニターしたりする時の学園の役割についての説明文とともに、学園内に明示されている。

3.0 責任

- 3.1 学園の子供たちを保護するためには、子供たちについてのどんな懸念もすべての人によって適切に共有されなければならないことを、学園は理解している。
 - 3.1.1 学園には、下記の責任を持つ任命者がいる。
 - 3.1.2 子供の福祉について懸念がある場合、虐待が起きているかもしれない場合、または、放置されている場合は、その子供について福祉事務所へ照会する。照会用の用紙を使って、書面で照会する場合は、学園の授業日中に、ファックス、郵送、またはEmailで福祉事務所になるべく早く送る。
 - 3.1.3 たとえ早急に照会する必要がない場合にも、子供に関する懸念について、書面で詳しくまた正確に記録をして、確実に保存しておく。

3.1.4 このような記録はすべて、秘密裏に、また、厳重に保管し、生徒の記録とは別にしておく。表紙に日付と簡単な見出しをつけて、年代順に配列できるようにする。

3.1.5 記録し続けることを生徒記録にきちんと書いておく。

3.1.6 スタッフは、懸念されることに関して主要な役割を果たし、他の機関や専門家と連絡を取り合う。

3.1.7 この件に精通しているスタッフが、症例会議、家族の支援会議、中心的グループ、多機関の計画会議に出席することや、査定する枠組みを作る過程に貢献すること、また、両親と共有するレポートを作成することを確実に行う。

3.1.8 現在、児童保護計画の下に置かれている生徒が、2日間、正当な理由がなく欠席した場合は、教育福祉官に報告する。

3.1.9 すべてのスタッフが学園の児童保護方針と手順を認識していて、どんな懸念にも気づくことができ、それをどのように報告するかを知っているようにする。

3.1.10 校長とともに、方針や手順の変更、任命者やすべてのスタッフ、また、学園の管理者が受けた訓練や、事件や事例の数やタイプ、児童福祉事務所に照会された子供、また、児童保護計画の下に置かれた子供（匿名）の数を詳述して、学園の管理者に年次報告書を提出する。

学園の管理者は、この報告書を児童保護の方針と手順について地方局に報告する義務を果たす為に用いる。

3.1.11 バックingham州児童保護局や教育における保護チームで準備された訓練を少なくとも2年ごとに受けて、責務が果たせるように、最新の知識を身につけておく。

4.0 子供たちへの支援

4.1 虐待されている子供、暴力を目撃している子供、あるいは、ひどい環境で生活している子供は、無力で、屈辱をうけていると感じ、自分自身を責め、自分に価値があるという思いを発展、維持する事が難しいということを学園は認識している。

4.2 虐待されているか、虐待の危険にさらされている子供たちの生活で、学校が唯一の安定した場所であるかもしれないことを学園は認識している。

4.3 このような状況に置かれている子供の態度は、普通とみなされるものから、攻撃的、または、引きこもっているとみなされるものまで、多岐に渡っていると研究で示されている事を認識している。

4.4 学園は、下記の方法で、すべての生徒を支援する。

4.4.1 学校生活のあらゆる面で、自尊心や耐える力をつけることを助長する。カリキュラムを通してこれを行う。

4.4.2 学園の中に、安全で、世話の行き届いた、また、前向きな環境を作る。

4.4.3 子供たちの保護に関わっているすべての支援機関と連絡を取り合い、協力し合う。

4.4.4 重大な懸念があれば、すぐに社会福祉課に通知する。

4.4.5 保護を受けている子供たち(LAC: Looked After Children)のための専任の先生を指名する。保護下におかれていたり、自治体の施設に入っている子供たちの最新のリストを定期的に見直したり、更新したりする。

学園にいるすべてのLACを公共施設にいる子供たちの教育(ECPC: The Education of Children in Public Care)チームが把握しているようにする。

4.4.6 学校に通っている子供が個人的に養育されている場合は、社会福祉課に通知する。

4.4.7 懸念される生徒が学園を去る場合には、緊急の問題として扱い、その懸念についてと、学園の医療記録を新しい学校の任命者に極秘に送ってサポートを続ける。重要文書のオリジナルは学園で保管し、コピーを送る。

5.0 守秘性

5.1 学園は、児童保護に関わるすべてのことが極秘であることを認識している。

5.2 校長、または、任命者は、必要な時だけ、他のスタッフに生徒の個人情報をも明らかにする。

5.3 しかし、すべてのスタッフは、子供たちを保護するために他の機関と情報を共有するのが、職業上の義務であることを知っていなければならない。

5.4 秘密を守ることが、逆に子供の安全や幸福を危うくする可能性がある場合は、子供と秘密を守る約束ができないことを、すべてのスタッフは知っていなければならない。

5.5 子供をより危険な状態に置いたり、また、犯罪捜査をさまたげないならば、子供を社会福祉課に報告するという意向をあらかじめ両親や世話をする人と共有する。もし不確かならば、教育における保護チームや社会福祉課とこの点について相談する。

6.0 支援スタッフ

6.1 学園は、危害を受けた子供や危害を受けそうな子供と関わるスタッフは、このような状況にストレスを感じ、また、気が動転するかもしれないことを認識している。

6.2 学園は、このようなスタッフに、任命者と不安について徹底的に話し合ったり、更に支持を求めたりする機会をつくってスタッフを支援する。これは、校長、他の信頼できる同僚、職業医療師、あるいは、専門機関や労働組合の代表者など、適切な人によって行われる。

6.3 当学園では、すべてのスタッフと協議のうえ、スタッフのための行動規範を採用した。これは、スタッフの研修の一部をなし、スタッフのハンドブックにもある。学園は、どこまでが適切なふるまいかについてのアドバイスをスタッフが受けられなければならないことを理解している。

6.4 学園は、任命者が（上記 6.2 項のような）支援や、自治体によって企画された適切なワークショップ、コース、あるいは会議などを利用できなければならないことを認識している。

7.0 スタッフに対する訴え

7.1 学園のすべてのスタッフは、子供という時に、非難されるような立場に自分を置かないよう注意しなければならない。特定の子供たちや親とのインタビューや活動は、常に他の大人がいるところで行うのが望ましい。（上記 6.3 項参照）

7.2 すべてのスタッフは、学園の行為や規律の方針について知っていなければならない。これは、スタッフハンドブックの中にある。

7.3 学園は、生徒が、スタッフの一員に対して申し立てをするかもしれないことを理解している。もし、そのような申し立てがされたなら、それを受けたスタッフは、校長か、もし校長が不在ならば、一番上位の先生にすぐ報告する。

7. 3. 1 全てこのような場合には、校長や上位の先生は申し立ての内容についてバッキンガム州議会の教育に於ける児童保護チームのマネジャーと話し合う。

7. 3. 2 スタッフの一員になされた申し立てが、校長に関することならば、申し立てを受けた人は、最初に校長に通知しないで、上記 7. 3. 1 のように、東京の帝京大学の学長にすぐに知らせる。

7. 3. 3 学園は、スタッフに対する申し立てを取り扱う時は、内部の苦情申し立てや、懲罰と解雇の手續きに従う。両方のコピーは、スタッフのためのハンドブックにある。

7. 3. 4 申し立てがなされたスタッフを出勤停止にするかどうかは慎重に考慮しなければならない。この決定をする際に学園は、(上記 7. 3. 1 のように)助言を求める。

7. 3. 5 外部の利用者が学園の施設を使用する時の合意書には、主催者は、スタッフに対する申し立てを取り扱う時には、自治体の手順に従い、必要ならば学校の敷地から申し立てを受けた大人を除くことが含まれている。

8.0 内部告発

8.1 学園は、スタッフが子供についての懸念を取り上げない状況では、子供たち自身がそれを話してくれるのを期待するのはむずかしいことを理解している。

8.2 すべてのスタッフは、同僚の態度や行為に懸念を抱いた場合、それを取り上げるのが義務だということを認識しなければならない。必要に応じて、内部告発に関しての代表スタッフかバッキンガム州議会の教育に於ける児童保護チームのマネジャーに伝えなければならない。

9.0 反いじめ対策

9.1 いじめの防止と取り扱いに関する学園の方針は、別の方針の中で述べられている。いじめを許したり、容認する事は児童保護手順にもとづいて審理されるかもしれないと認識している。

10.0 人種差別的な事件

10.1 人種差別的な事件に関する学園の方針は、別の方針の中で述べられている。たび重なる人種差別的な事件や一回の重大な事件は児童保護手順にもとづいて審理されるかもしれないと認識している。

11.0 防止

11.1 学園は、生徒が信頼できる大人や支えとなる友人と効果的にコミュニケーションがとれるようにし、また、生徒に保護する気風を伝えることによって、生徒にたいする危害を防ぐのに学園が重要な役割を果たしていることを認識している。

11.2 従って、学園というコミュニティは、

11. 2.1 すべてのスタッフが理解し、子供たちが安心感を抱き、自分たちの話をよく聞いてくれると知って話すのを助長する気風を確立し、維持する。

11. 2.2 悩んだり、困ったりしている時に相談できる大人が学園内にいることをすべての子供たちが常に知っているようにする。

11. 2.3 カリキュラムを通して、危害から自分を守り、誰に助けを求めたらよいかを知るのに必要なスキルを子供たちに身につけさせる機会を与える。

12.0 健康と安全性

12.1 学園の健康と安全性の方針は、別の文書で述べられているが、一方では、学園環境の中での身体的な保護、また、インターネット使用に関連した保護を考慮し、他方では、修学旅行などで学園を離れている時の子供たちの保護を考慮している。

13.0 方針の再検討

13.1 学園の運営者は、この方針を毎年確実に再検討し、日本の帝京大学と地方自治体に適宜に報告する責任を負っている。